



AI/TOKUSHIMA

平成29年度第1回
徳島県地域医療構想調整会議

平成29年10月19日

資料
3

公的医療機関等2025プランについて

徳島県保健福祉部医療政策課

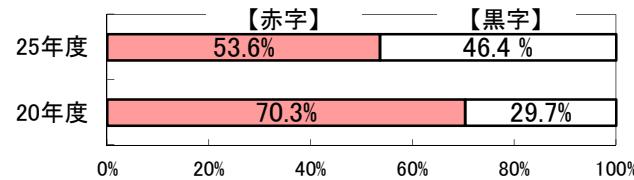
公立病院改革の推進について

第2回地域医療構想に関するWG 資料3 一部改変

- 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請。
- 医療提供体制の改革と連携して公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

公立病院改革ガイドライン(H19年12月)に基づくこれまでの取組の成果

《経営の効率化》



《再編・ネットワーク化》

- 統合・再編等に取り組んでいる病院数
162病院(H25年度末)
- 再編等の結果、公立病院数は減少
H20: 943 ⇒ H25: 892 (△ 51病院)
H26: 881 (△ 62病院)

《経営形態の見直し》

- (H26年度末)
- 地方独立行政法人化(非公務員型) 66病院
 - 指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 17病院
 - 民間譲渡・診療所化 48病院

新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

- 策定時期: 地域医療構想の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
- プランの期間: 策定年度～H32年度を標準
- プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- 病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

再編・ネットワーク化

- 経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営の効率化

- 経常収支比率等の数値目標を設定

経営形態の見直し

- 地方独立行政法人化等を推進

連携

2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

- 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)

通常の整備

..... 25%地方交付税措置

再編・ネットワーク化に伴う整備

40%地方交付税措置

医療介護総合確保推進法(H27年4月施行)に基づく取組(厚生労働省)

1 医療提供体制の改革(病床機能の分化・連携)

- 都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数*と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定(H27年度～)

※ イメージ

[構想区域単位で策定]

	2025年(推計)	
	医療需要	必要病床数
高度急性期	○○○ 人/日	○○○ 病床
急性期	□□□ 人/日	□□□ 病床
回復期	△△△ 人/日	△△△ 病床
慢性期	▲▲▲ 人/日	▲▲▲ 病床

2 実現するための方策

- 都道府県による「地域医療構想調整会議」の開催
- 知事の医療法上の権限強化(要請・指示・命令等)
- 医療介護総合確保基金を都道府県に設置

新公立病院改革ガイドラインと地域医療構想

【新公立病院改革ガイドラインより抜粋】

第4回地域医療構想に
関するWG 資料3

第1 更なる公立病院改革の必要性

3 公立病院改革の基本的な考え方

今後の公立病院改革の目指すところは、前ガイドラインと大きく変わるものではない。すなわち、公立病院改革の究極の目的は、公・民の適切な役割分担の下、地域に於いて必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でべき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようになることがある。

(中略)

したがって、今後の公立病院改革は、医療法に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取組と整合的に行われる必要がある。

第2 地方公共団体における新改革プランの策定

1 新改革プランの策定時期

(中略)

なお、新改革プランは、地域医療構想と整合的であることが求められているものであるが、仮に、新改革プラン策定後に、地域医療構想の達成を推進するために行う関係者との協議の場（以下「地域医療構想調整会議」という。）の合意事項と齟齬が生じた場合には、速やかに新改革プランを修正すべきである。

背景①

関係審議会等における意見

- ▶ 医療計画の見直し等に関する検討会（平成28年11月24日）構成員発言（抜粋）
 - ・ 特に公的医療機関や国立病院等が担う医療機能として、べき地医療などの不採算医療をしっかりやっていただきたい。そして、例えば回復期機能などの機能を選ぶのであれば、あらかじめ地域医療構想調整会議で十分な議論を尽くしていただくことが必要ではないか。
- ▶ 社会保障審議会医療部会（平成29年4月20日）委員発言（抜粋）
 - ・ 公立病院以外の公的医療機関でも、こういうガイドラインが策定されるべきだと思います。
 - ・ さらに国立病院機構やJCHO、労災病院といった独立行政法人についてもガイドラインをつくって、ぜひ、範を示してもらいたいと思います。
- ▶ 地域医療構想に関するWG（平成29年5月10日）構成員発言（抜粋）
 - ・ 公立病院以外の公的医療機関と国立病院機構も含め、JCHOも含めて、それぞれ公的医療機関等にも改革のガイドラインをぜひ整備していただきたい。

背景②

関係審議会等における意見

- ▶ 医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめ（平成28年12月26日）抜粋

＜地域医療構想調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理＞

1 医療機能の役割分担について

ア 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有

(ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化

○ 将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、当該構想区域における医療機関であって、地域における救急医療や災害医療等を担う医療機関が、どのような役割を担うか明確にすることが必要である。その際に、次の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議で検討を進めること。

- ・ 構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能

- ・ 公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能

（公立病院の担う医療機能については、新公立病院改革ガイドラインに基づき検討すること）

- ・ 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能等

背景③

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）【抜粋】

② 地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の整合的な策定等

地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と整合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。

地域医療構想における2025年（平成37年）の介護施設、在宅医療等の追加的必要量（30万人程度）を踏まえ、都道府県、市町村が協議し整合的な整備目標・見込み量を立てるまでの推計の考え方等を本年夏までに示す。

「地域医療構想に関するワーキンググループ」における結論

- 公的医療機関は、地域医療対策協議会のメンバーに含まれており、また、地域医療対策への協力義務が課されているなど、地域における医療確保を担うこととされている。
- また、**共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等**（公的医療機関及び医療法第7条の2第1項第2号から第8号に掲げる者）が開設する医療機関については、地域医療構想の達成を図るために都道府県知事が行使することができることとされている権限の位置付けが、他の医療機関に対するものと異なる。
- **国立病院機構**及び**労働者健康安全機構**が開設する医療機関についても、その設立の経緯と、現に地域における医療確保に果たしている役割を鑑みると、今後も、地域における医療確保に一定の役割を果たすことが期待されているものと考えられる。
- **地域医療支援病院**及び**特定機能病院**については、公的医療機関と同様、地域医療対策協議会のメンバーに含まれているなど、地域における医療確保の役割を果たすよう努めることとされている。

- 公的医療機関をはじめとしたこれらの医療機関については、地域において今後担うべき役割等の方向性を、率先して明らかにし、地域で共有することが必要である。
- これらの医療機関に対して、地域における今後の方向性について記載した「公的医療機関等2025プラン」（※）の作成を求めることがある。
- 策定したプランを踏まえ、地域医療構想調整会議においてその役割について議論することとする。

（※）「公的医療機関等2025プラン」の策定対象は下記のとおり

- 公的医療機関（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等が開設する医療機関）（公立病院除く）
- 医療法第7条の2第1項第2号から第8号に掲げる者（共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等）が開設する医療機関
- その他の独立行政法人（国立病院機構、労働者健康安全機構）が開設する医療機関
- 地域医療支援病院
- 特定機能病院

公的医療機関等2025プラン 目次

- 公的医療機関等2025プランにおいては、地域医療構想に関する以下の事項について、記載を求める基本とすることとする。

【基本情報】

- ・ 医療機関名、開設主体、所在地 等

【現状と課題】

- ・ 構想区域の現状と課題
- ・ 当該医療機関の現状と課題 等

【今後の方針】

- ・ 当該医療機関が今後地域において担うべき役割 等

【具体的な計画】

- ・ 当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項
 - (例) ① 4機能ごとの病床のあり方について
 - ② 診療科の見直しについて 等
- ・ 当該医療機関が今後提供する医療機能に関する、具体的な数値目標
 - (例) ① 病床稼働率、手術室稼働率等、当該医療機関の実績に関する項目
 - ② 紹介率、逆紹介率等、地域との連携に関する項目
 - ③ 人件費率等、経営に関する項目 等

【その他】

策定プロセスにおける留意点

- 公的医療機関等2025プランの策定に当たっては、以下のようなプロセスを経て、各医療機関の地域における役割について議論することとする。
- 各医療機関におけるプランの策定過程においても、地域の関係者からの意見を聴くなどにより、構想区域ごとの医療提供体制と整合的なプランの策定が求められる。
- 各医療機関は、プラン策定後、速やかにその内容を地域医療構想調整会議に提示し、地域の関係者からの意見を聴いた上で、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性をはかることが必要。地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には、策定したプランを見直すこととする。
- さらに、上記以外の医療機関においても、構想区域ごとの医療提供体制の現状と、現に地域において担っている役割を踏まえた今後の方針を検討することは、構想区域における適切な医療提供体制の構築の観点から重要である。まずは、それぞれの医療機関が、自主的に検討するとともに、地域の関係者との議論を進めることが望ましい。

都道府県によるスケジュール管理

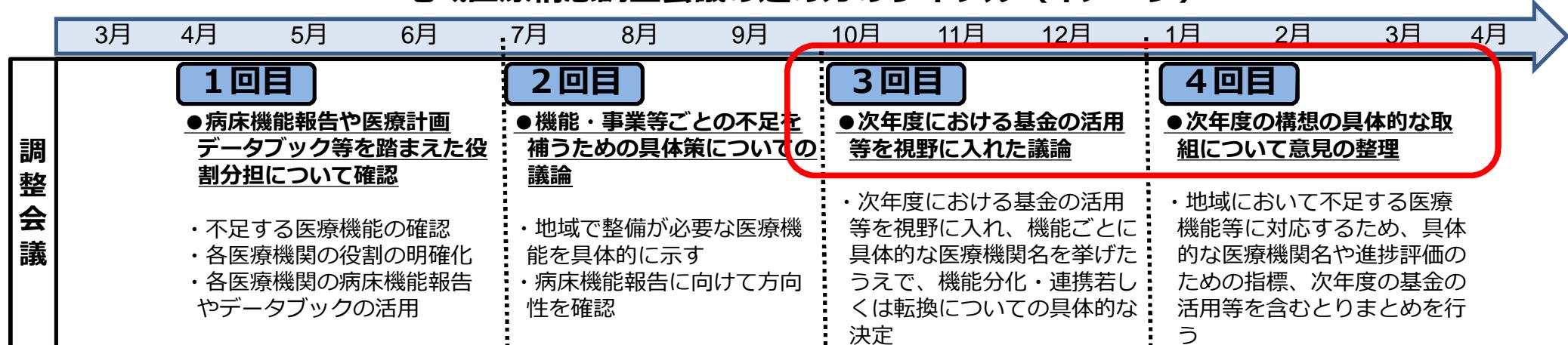
○国から公的病院等の開設主体への依頼事項

「公的医療機関等2025プラン」については、（中略）可能な限り早期に策定を進めることが重要であることから、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関については、このサイクルで予定されている3回目の地域医療構想調整会議における議論に間に合うよう本年9月末までに、その他の医療機関においても、遅くとも4回目の地域医療構想調整会議において議論できるよう本年12月末までに策定を進めていただくようお願いします。

○国から都道府県への依頼事項

特に、地域医療構想調整会議における協議のスケジュールについて、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針を速やかに策定するため、2年間程度で集中的な検討を促進することとされていることや、別添「公的医療機関等2025プランについて」に示す「地域医療構想調整会議の進め方のサイクル」の趣旨を踏まえ、このサイクルで予定されている3回目の地域医療構想調整会議において、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関のプランが、4回目の地域医療構想調整会議において、その他の医療機関のプランが議論された上で、年度内に次年度の構想の具体的な取組について意見の整理がなされるよう、適切な進捗管理をお願いする。

地域医療構想調整会議の進め方のサイクル（イメージ）



これまでいただいた主なご意見・照会

Q 「政策医療を担っている」かどうかは何をもって判断するのか。（対象医療機関より）

⇒ 診療実績等のデータを活用し、地域医療構想調整会議において、医療機関が自ら提案いただきたい。

Q 経営に関わる項目の数値目標を求める理由は。（対象医療機関より）

⇒ 各病院が今後、きちんと運営ができるのかどうかという視点も重要。

特に地域医療介護総合確保基金の活用について念頭があるような医療機関については、経営に関する方向性とか見通しも記載いただき、議論していただくことが必要であるため。

Q 既に新改革プランを策定している公立病院であって、かつ地域医療支援病院である医療機関は、今回の2025プランを改めて策定するのか。（対象医療機関、都道府県より）

⇒ 公立病院の担う医療機能については、既に策定されている新公立病院改革ガイドラインに基づき検討することが基本。（「医療計画見直し検討会の意見のとりまとめ」より）

万が一、まだ新改革プランを策定されていない場合は、議論に間に合うよう、早急に新改革プランの策定を求めていただきたい。

Q 公立病院の新改革プランに記載すべき事項と、今回の2025プランの記載事項は異なる。公立病院に対し、2025プランに合わせた記載事項の提出を求めて良いか。（都道府県より）

⇒ 医療機関と調整の上、必要に応じて対応いただきたい。

本県における2025プランの取扱いについて①

- ▶ 平成29年8月4日 厚生労働省医政局長通知
 - ・ 地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」について
- ▶ 平成29年9月11日 徳島県保健福祉部長通知
 - ・ 地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」の策定について
対象：（東部） 吉野川医療センター，阿波病院
徳島病院，東徳島医療センター
徳島大学病院
（南部） 徳島赤十字病院，徳島赤十字ひのみね総合療育センター
阿南共栄病院，阿南中央病院
 - ・ 地域医療構想調整会議への「新公立病院改革プラン」の提出について
対象：（東部） 県立中央病院，徳島県鳴門病院，徳島市民病院
（南部） 県立海部病院，勝浦病院，上那賀病院，美波病院，海南病院
（西部） 県立三好病院，三野病院，半田病院

本県における2025プランの取扱いについて②

平成29年度第2回地域医療構想調整会議において、各病院長等からプランを報告いただくこととしたい。

公的病院（公立病院除く）：2025プラン
公立病院：新公立病院改革プラン

【留意点】

- 大きな病院から機能を決めていき、残った機能を分け合うというものではない。
- 公的医療機関の病床数を所与のものとして議論するわけではない。
- 地域医療構想を実現する上で最も大事なのは調整会議での協議による方向性の共有。
納得の上で協議を進めることが重要であり、当該プランについても、調整会議の協議による見直しは適宜行うこととしたい。